

別紙 10 解体業務提出図書一覧

事業者は、解体・撤去工事業務完了時において、以下に示す書類を市に提出すること。なお、不必要と考えられるものについては、市との協議の上除くことができる。

- ・ 竣工図
- ・ 工事打合簿
- ・ 完成写真
- ・ 工事記録写真
- ・ 配電系統図—撤去箇所を示したもの
- ・ 給水系統図—撤去箇所を示したもの
- ・ 排水系統図—撤去箇所を示したもの
- ・ 竣工図—仕上げ高さ等を示したもの
- ・ 産業廃棄物処理報告書
- ・ 処理及び収集運搬業者との委託契約書（写し）
- ・ 収集運搬及び処理のフローチャート及び運搬経路の地図（現場—中間処理—最終処分地）並びに各施設の写真
- ・ 解体業務完了届
- ・ 解体業務報告書
- ・ 建設リサイクル法届出書

事業者は、上記の書類を提出する際に、以下の事項に留意すること。

1. 提出時の体裁、部数等は、別途、市の指示するところによる。
2. 全ての提出資料について、デジタルデータを提出すること。保存形式は、Word、Excel等の作成形式及びPDFを提出すること。なお、図面については、PDF、DXF及びJWWのすべての形式で提出すること。
3. 完成写真の著作権は次のとおりとすること。
 - ・ 事業者は、市による完成写真の使用が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを市に対して保証すること。
 - ・ 事業者は、完成写真の使用が、第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずること。
4. 事業者は、完工写真の使用について次の事項を保証すること。
 - ・ 完工写真は、市が行う事務及び市が認めた公的機関の広報等に、無償で使うことができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
 - ・ 事業者は、あらかじめ市の承諾を得た場合を除き、完工写真が公表されないように、かつ完工写真が市の承諾しない第三者に閲覧、複写又は譲渡されないようにすること。